

## 第 1 回委員会における主な意見等

.....について補足資料を作成

### 【全般・整理】

- ・ 海岸事業費の長期的な推移（交付金化後も含めて）について工夫して示すこと。
- ・ 課題が多岐にわたるので整理をすること。

### 1. 海岸管理における減災対策

#### 【減災の考え方の導入】

- ・ 海岸管理に減災の考え方を導入し、明確化すべき。
- ・ 減災の導入に当たり、古い技術と新しい技術を組み合わせることが重要である。
- ・ 新しい考え方に基づいた新しい技術をどんどん入れられるようにしておくという仕掛けが必要。今後、防災と減災といった考え方に整合するような技術マニュアルなどを作っていく必要がある。（粘り強い堤防、多重防護、河口対策等）

#### 【緑の防潮堤】

- ・ 緑の防潮堤については、施設が十分効果を発揮するような構造を検討する必要がある。その際、減災効果については、背後地にどのように役立つかという観点から説明すべき。
- ・ 減災として樹林を用いる場合、堤防本体に樹木を入れるのはあまり好ましくない。

#### 【沿岸域としての防災・減災のための仕組みづくり】

- ・ 海岸の防護であれば線の話だが、減災となればゾーンの話となる。どこまで守備範囲を広げるかは考える必要がある。
- ・ 津波防災地域づくりについては、河川からの遡上などの対策とトータルで考えることが必要。事業者間の調整が行われる仕組みを考えていくことはできないか。
- ・ 東北の災害復旧で起きている合意形成の問題が重要。これを制度設計に活かすべき。
- ・ 東北地方の復興において、地域の実情に応じて標準の高さより堤防を下げている事例もある。地域の独自性を活かす仕組みが必要。

- ・南海トラフの地震などの地震・津波対策は急務であり、財政が厳しい中、関係部局と連携して対策を行っていくことが必要。ソフト施策と連携してハード整備を行うコーディネートの一環が必要。
- ・海岸保全区域、一般公共海岸区域以外の海岸で問題が発生していることも多いが、問題を共有する枠組みができないか。
- ・海岸法の適用範囲は限定的。問題は外の領域で起きている。陸域と海域の総合的な管理を視野に入れて進められればと思う。

## **2. 海岸の維持管理**

### **【予防保全のための仕組みづくり】**

- ・維持管理については事前修繕を行うような仕組みを作らなければいけない。 事前修繕をすることで全体のコストが下がっていく。
- ・設備がどれだけ老朽化しているか点検し、人命にかかわる設備については予防保全の考え方を導入することが必要。
- ・海岸保全区域は原則50mとされているが、環境等の観点から柔軟に設定していくことも必要。
- ・点検、修繕の問題のみならず、構造、設計も含め考える必要がある。

### **【データ管理の充実】**

- ・台帳類のデータの管理をしっかりとすること。
- ・施設がどこにあって、いつ作って、いつ修繕したのかといった情報がわかるように。
- ・現場の情報と整合がとれるよう、距離標等を工夫すること。
- ・データを簡単に入力、受け渡し出来る持続可能な仕組みをつくること。
- ・担当者が代わっても継続できる仕掛けが必要。
- ・点検、診断、対策といったサイクル、一連の流れの記録が重要。
- ・砂浜の定点観測は、砂浜全体の状況を把握するに当たり効果的である。

### **【新技術の導入】**

- ・目視等の従来の手法と衛星情報やGPSなど新技術をうまく組み合わせることが必要。
- ・予防保全を行うためには、あと何年持つのかを診断する技術の開発が必要。
- ・技術開発を行い、効果的に維持管理を行っていくことが必要。

### 【水門・陸閘等の安全で確実な閉鎖】

- ・維持管理は平常時と危機管理を分けて考える必要がある。
- ・水門、陸閘等の確実な閉鎖のためには、設備が確実に稼働することが必要であり、点検のみならず施設の更新も考えていくことが必要。効率的に行うためにプライオリティをつけて考える必要がある。
- ・陸閘の常時閉鎖等については東日本大震災以降、地元も協力的で進捗が図られている。

### 【市町村等多様な主体による管理】

- ・鎌倉市や逗子市が、海の家の大音量対策をしている。このように海岸管理について市町村が行っているものについて情報提供いただきたい。
- ・平成 11 年の改正で市町村による日常の海岸管理が可能となった。どのように活用されているか紹介して欲しい。
- ・千葉県一宮町や佐賀県鹿島市で、市町村が県と情報共有、連携し、積極的に海岸の日常的な管理を行っている。このような市町村や民間との連携を強化すべき。
- ・海岸法に受益者負担の考えがあるが、予算が厳しい中、維持管理や改修に当たりもう少し取り入れることも検討すべき。
- ・海岸保全区域内に設置されている、浜茶屋やコンビニなどがどうなっているのか調べていただけたらと思う。

### 【国の支援・関与】

- ・維持管理について、必要な分野については財政支援できるような仕組みも必要。
- ・維持管理のために必要な業種が事業を継続できるような仕組みも必要。
- ・環境や利用を担当する者を置いて、情報収集するとともに県、地方整備局と綿密に情報共有する必要がある。

### 【環境分野のレビュー】

- ・環境分野について、平成 11 年の法改正以降、どのように変わったのか、改善されていない部分も含めてレビューすべき。
- ・平成 11 年の法改正以降、環境の観点から、占用等の許可をどのように運用しているのか。審査基準があれば見せてもらえないか。

### **3. 国土保全、沖ノ鳥島の保全**

#### **【侵食対策】**

- ・侵食対策については、砂浜が減って、波が施設にあたるようになって壊れることも多い。また、国土を守る観点からも重要である。
- ・国として、何をやるべきか財政的な問題を含め、戦略を立てて対応すべき。
- ・侵食については、土砂の管理の問題であり、沿岸漂砂量を把握し、これに応じて必要な対策を検討すべき。
- ・侵食については、モニタリングのみならず、河川のダムや漁港などまで踏み込んで連携を考えていくことが望ましい。
- ・沿岸漂砂については不確かな情報であり、制度にどう入れていくかは難しい側面もある。

#### **【温暖化】**

- ・温暖化については、これまでに多くの議論が行われてきている。これを実行に移す時期。施設の更新時には海面上昇の影響を考えるなど、今から戦略的に考えて実施していかなくてはならない。

#### **【沖ノ鳥島】**

- ・沖ノ鳥島に関しては、島自体が成長する可能性はゼロであり、超長期的には侵食により島自体が失われる懸念があるため、積極的な保全が望まれる。かなり急がなくてはならない。
- ・沖ノ鳥島については、国土保全、領海保全のみならず、環境面も含めリーフエッジやラグーンを守ることが重要。自然地形や生態系を活用した保全技術を高めていくべき。
- ・沖ノ鳥島のような厳しい環境においては、耐久性に優れた新素材のコンクリートなどを活用することも考えられる。